る電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1)　［略］	［略］	［略］	［略］
		［略］	［略］
(2)　携帯無線通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	［略］	人体（側頭部及び両手を除く。）の任意の体表面四平方センチメートルにおける入射電力密度（任意の六分間に通過するエネルギーを六分で除して得た値をいう。以下同じ。）又は吸収電力密度（任意の六分間に体表面を通過して人体内で吸収されるエネルギーを六分で除して得た値をいう。以下同じ。）	毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下
	六ＧＨｚを超え一〇ＧＨｚ以下		
	一〇ＧＨｚを超え三〇ＧＨｚ以下	人体（側頭部及び両手を除く。）の任意の体表面四平方センチメートルにおける入射電力密度	毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下
(3)　［略］	［略］	［略］	［略］

［二・三　略］

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1)　［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］
(2)　携帯無線通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	［同上］	人体（側頭部及び両手を除く。）の任意の体表面四平方センチメートルにおける入射電力密度（任意の六分間に通過するエネルギーを六分で除して得た値をいう。以下同じ。）	毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下
	六ＧＨｚを超え三〇ＧＨｚ以下		
(3)　［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

［二・三　同上］